

阪神高速道路株式会社供用約款 新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

新(2024年4月1日～)	旧
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第3条 利用者は、所定の料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。その際、運転者は法第24条第4項の規定により <u>公衆の閲覧に供された</u>通行方法に従うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(割増金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>前条</u>第2項の規定は、前項の規定による割増金の徴収について準用する。</p> <p>第5条～第9条 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第3条 利用者は、所定の料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。その際、運転者は法第24条第4項の規定により <u>公告された</u>通行方法に従うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(割増金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>第3条</u>第2項の規定は、前項の規定による割増金の徴収について準用する。</p> <p>第5条～第9条 略</p>